四十八　潜水艇又はその制御装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ　有人式であり、かつ、繋索式でない潜水艇であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　自律的に潜航することができるように設計した潜水艇であって、次の1及び2の揚荷能力を有するもの

1　当該潜水艇の空中重量の一〇パーセント以上

2　一五キロニュートン以上

（二）　一、〇〇〇メートルを超える水深で使用することができるように設計したもの

（三）　次の1及び2に該当するもの

1　連続して一〇時間以上自律的に潜航することができるように設計したもの

2　潜航可能な距離が二五海里以上のもの

ロ　無人式であり、かつ、繋索式の潜水艇であって、一、〇〇〇メートルを超える水深で使用することができるように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの

（一）　直流の推進電動機又はスラスターを使用して、独力で潜航することができるように設計したもの

（二）　光ファイバーによってデータを送受することができるもの

ハ　無人式であり、かつ、繋索式でない潜水艇であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　あらゆる地形に対して自動的に針路を決定することができるように設計したもの

（二）　音波によってデータ又は指令を送受することができるもの

（三）　光伝送の方式によって一、〇〇〇メートル以上の距離でデータ又は指令を送受することができるもの

ニ　潜水艇に使用することができるように設計した自動制御装置であって、航法データを使用し、かつ、サーボ制御方式であるもののうち、次のいずれかに該当するもの

（一）　水中のあらかじめ定められた点を中心とする半径一〇メートルの水柱内に潜水艇を移動することができるもの

（二）　水中のあらかじめ定められた点を中心とする半径一〇メートルの水柱内に潜水艇を保持することができるもの

（三）　海底又は海底下にあるケーブルに沿って移動する際に、ケーブルから一〇メートル以内に潜水艇を保持することができるもの

［新設］

四十九　排水量が一、〇〇〇トン以上の船舶に使用することができる防音装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ　ディーゼルエンジン、ディーゼル発電機、ガスタービンエンジン、ガスタービン発電機、推進電動機又は減速装置から発生する五〇〇ヘルツ未満の周波数の音響又は振動を減少するもののうち、複合型の防音台からなり、かつ、中間のマスの重量がその上に設置される装置の重量の三〇パーセントを超えるもの

ロ　排水量が一、〇〇〇トン以上の船舶に使用することができる防音装置又は磁気軸受であって、伝動装置に使用できるように設計したもの

［新設］

五十　前条第五号若しくはこの条第二十六号、第四十八号若しくは前号に掲げる物資に係る技術又はこれらの物資の部分品、試験装置、検査装置若しくは製造装置に係る技術その他関連技術を内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体

［新設］